

# 1 移動等円滑化経路

## 基本的な考え

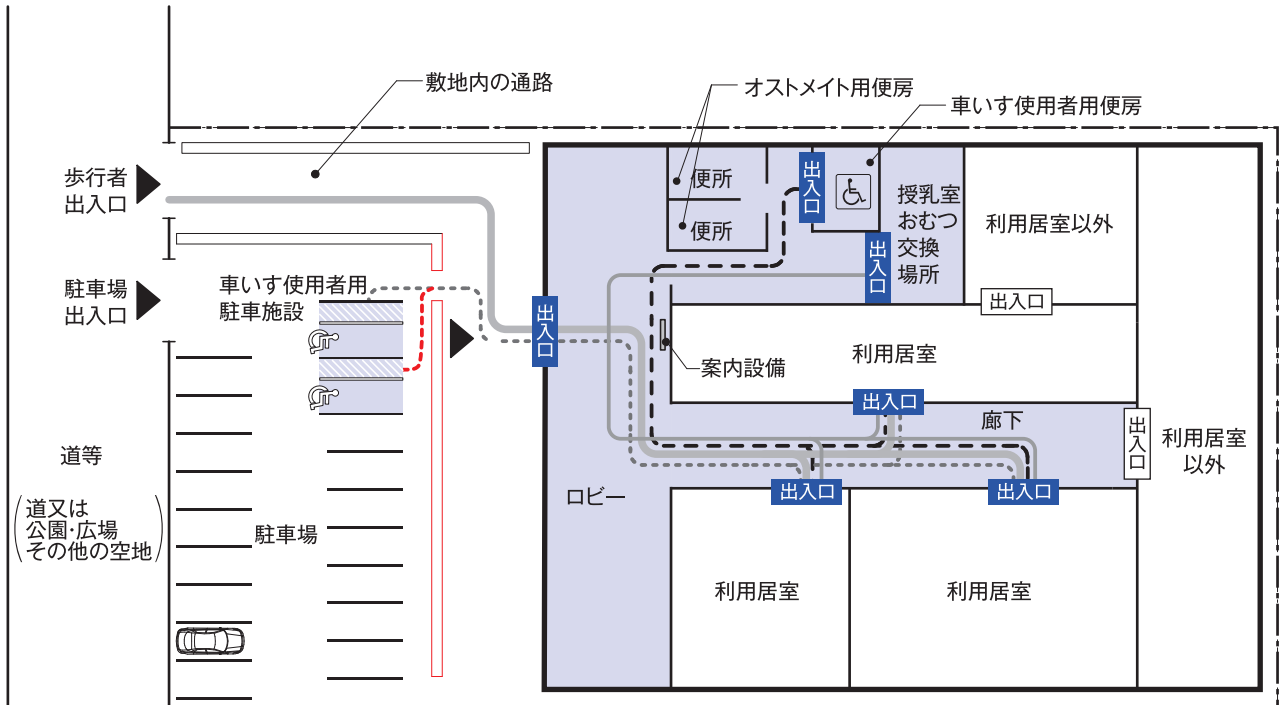
利用居室から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設等に至る経路について、各々1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする必要があります。階段又は段がある場合は、傾斜路、エレベーター、段差解消機を併設する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。	同左	
ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	同左。 ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は居室から当該車いす使用者用便房までの経路	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車いす使用者用便房までの経路	1-1
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は居室までの経路	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路	1-1
エ 建築物に居室を設ける場合 道等から当該居室までの経路	—	1-1
オ 5の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	同左	1-1
カ 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	同左	1-1
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第18条、規則別表第1の2(1の項)、規則別表第5(1の項)

# 参考図

## 図1-1 移動等円滑化経路について



- 凡例**
- 経路1 ——— 「道等」から「利用居室」までの経路
  - 経路2 - - - - 「利用居室」(設けない場合は「道等」)から「車いす使用者用便房」までの経路
  - 経路3 - - - - 「車いす使用者用駐車施設」から「利用居室」(設けない場合は「道等」)までの経路
  - 経路4 ——— 「利用居室」から「授乳室・おむつ交換場所」までの経路

### 移動等円滑化経路

整備基準 1-(1)、1-(2)

- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として、利用居室等に至る「1以上の経路」における、「出入口、廊下等、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」の整備を行うことを規定している。
- ・ 「1以上」とは、いくつかの想定される経路のうち、最低1以上を移動等円滑化経路にする必要があることを指す。
- ・ 移動等円滑化経路(整備基準1-(1)アからカまでの経路)上には、階段又は段を設けることはできない。ただし、傾斜路やエレベーター、段差解消機等を設置した場合は、この限りでない。